

第168回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成25年7月12日（金） 午後1時30分～午後3時5分

2 場 所 秋田県市町村会館 5階 大会議室

3 議事案件等

- (1) 議案第1号 大館都市計画区域及び比内都市計画区域の変更について
- (2) 議案第2号 大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (3) 議案第3号 大館都市計画及び比内都市計画施設（都市計画道路14施設及び都市計画下水道1施設）の変更について
- (4) 議案第4号 湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

4 出欠の状況

- (1) 出席委員（15人）
山口邦雄、高瀬俊作、山本尚子、平野内マリ子、森園浩一、伊藤満、千葉文士、東北地方整備局長代理 角館清典、東北運輸局長代理 高橋浩也、東北農政局長代理 栃沢一成、小畑元、北林康司、佐藤雄孝、加藤麻里、児玉信長
- (2) 欠席委員（3人）
村田勝敬、佐野元彦、志村務

5 議事の概要等

(1) 資料確認、新任委員・幹事紹介

○佐藤(節)幹事

委員の皆様、本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

今回は本年度1回目、通算第168回目の審議会でございます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

あらかじめ送付しておりました議案書のほか、本日配布しました「配席図」、「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」という1枚もののペーパーが本日の資料となります。

以上につきまして、不足がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、お配りしております配席図と委員名簿で訂正がございます。東北地方整備局長の代理であります秋田河川国道事務所長に代わりまして、調査第二課長の角館様が出席され

ております。また、秋田県警察本部長につきましては、代理の方も欠席となっております。

○佐藤(節)幹事

審議に入る前に、委員及び幹事の一部に変更がありましたので、都市計画課の吉尾幹事から、皆様に御紹介申し上げます。

○吉尾幹事

都市計画課長の吉尾です。この春の秋田県議会常任委員会の改選に伴い、県議会議員の委員に変更がありましたので、新たに御就任いただいた委員の方を御紹介申し上げます。

県議会議員の佐藤雄孝委員です。

同じく、加藤麻里委員です。

○吉尾幹事

続きまして、県の定期人事異動に伴い、幹事の一部に変更がありましたので、こちらも新たな幹事のみご紹介させていただきます。

下水道課長の高橋幹事です。

その他の幹事につきましては、配布した名簿でご確認くださいようお願いいたします。以上です。

○佐藤(節)幹事

それでは、審議に入りたいと思います。以後の会議の進行は、議長であります山口会長をお願いいたします。

(2) 開会、議案署名人指名

○山口会長

それでは、ただ今から第168回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

○山口会長

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員2人を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、高瀬委員と山本委員にお願いいたします。

(3) 前回付議議案の処理状況について

○山口会長

続きまして、前回付議議案の処理状況を、事務局から報告願います。

○佐藤(節)幹事

報告いたします。議案書を2枚めくっていただきますと、今年3月26日に開催した第167回審議会で議決いただいた議案の処理状況を記載しております。

○佐藤(節)幹事

「議案第14号 秋田都市計画道路(3・4・12号御所野追分線ほか2路線)の変更について」であります。将来交通需要の減少予測を受け、都市圏全体の道路網を検討した結果、一部区間の廃止や車線数の決定、名称の変更などを行ったものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成25年4月5日付

け秋田県告示第157号で告示しております。

また、関連する市決定の都市計画道路4路線の変更につきましても、都市計画決定され、告示されております。

○佐藤(節)幹事

次に、「議案第15号 五城目都市計画道路(3・4・7号森山線及び3・5・6号七倉線)の変更について」であります。土地利用等を勘案した道路網の検討結果と併せて、長期未着手道路について社会情勢等に照らし検証した結果、一部区間の廃止や車線数の決定、名称の変更などを行ったものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成25年4月5日付け秋田県告示第158号で告示しております。

また、関連する町決定の都市計画道路1路線の変更につきましても、都市計画決定され、告示されております。以上です。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。それでは、議案の審議に入ります。

(4) 議案第1号 大館都市計画区域及び比内都市計画区域の変更について

議案第2号 大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議案第3号 大館都市計画及び比内都市計画施設(都市計画道路14施設及び都市計画下水道1施設)の変更について

○山口会長

それでは議案の審議に入りますが、議案第1号から第3号までは関連する案件ですので、一括して説明を受けて審議し、裁決は個別に行うこととしたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

○山口会長

それでは、「議案第1号 大館都市計画区域及び比内都市計画区域の変更について」、「議案第2号 大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、「議案第3号 大館都市計画及び比内都市計画施設(都市計画道路14施設及び都市計画下水道1施設)の変更について」、事務局から一括して説明をお願いします。

○栗田幹事

県庁都市計画課の栗田と申します。今回の審議会にお諮りする議案については私から説明いたします。

なお、時間の都合上、前方のスクリーンで各議案の概要について説明させていただきます。パソコンを使用しての説明となりますので、座って説明させていただきます。

○栗田幹事

それでは、関連議案として議案第1号から第3号までまとめて説明いたします。

はじめに、「議案第1号 大館都市計画区域及び比内都市計画区域の変更について」説明いたします。議案書では1-1ページになります。

本議案は、平成17年6月の市町村合併後、大館市内に存在する大館と比内の2つの都市計画区域を統合するとともに、現大館都市計画区域に関しては、今回の統合を契機に、その土地利用状況や国土調査結果による境界の確定なども勘案し、縁辺部における都市計

画区域の一部見直しを行い、その上で一体の都市として整備、開発及び保全するため、都市計画区域を変更するものです。

なお、現大館都市計画区域縁辺部の変更については、後ほど詳細に説明いたします。

○栗田幹事

統合後の都市計画区域の名称は、合併後の市名にならない「大館都市計画区域」としております。面積に関しては、現在の大館都市計画区域と比内都市計画区域をそのまま統合しますと12,695haとなりますが、先ほども説明したとおり、現大館都市計画区域について一部見直しする予定であり、67ha減少して12,628haとなる予定です。

図で説明しますと、こちらの薄黄色で表示された区域が現大館都市計画区域、そしてこちらが現比内都市計画区域となります。

基本的にはこの2つの区域を統合して、薄く赤色で表示された区域を新大館都市計画区域とするものです。

○栗田幹事

次に、区域指定の沿革について、その概要を説明いたします。

はじめに、現大館都市計画区域について説明いたします。現大館市の行政区域において、最初に都市計画区域が設定されたのは昭和9年で、当時の大館町全域1,275haを都市計画区域として指定しております。その後、市町村合併などを契機とした数度の都市計画区域の変更を経て、昭和60年に大館市東部の曲田地区の一部取り込んだ形で拡大を行い、現在の都市計画区域となっております。

また、比内都市計画区域については、最初に都市計画区域が設定されたのは昭和23年で、当時の扇田町全域の497haを指定し、その後、昭和60年に達子森南側の達子地区を中心とした区域の拡大を行い、現在の都市計画区域となっております。

○栗田幹事

それでは、統合以外の変更部分について、はじめに全体の概要を説明します。

今回の変更では、現大館都市計画区域北西部の花岡町地区の一部、北部の国道7号やJR奥羽本線付近の花岡町、粕田、白沢、橋桁地区一帯の一部、西部の川口地区の一部、東部の餌釣地区の一部と、大きく分けて4箇所の変更となります。

今回の変更で、都市計画区域の拡大が約18ha、縮小が約85haとなり、全体では約67haの縮小となります。

○栗田幹事

次に、個別の変更箇所について、面積が大きいなど主だった箇所について説明します。

はじめに、花岡町地区の一部です。この赤丸部分を拡大すると、このような図面になります。青が縮小の区域、赤が拡大の区域になります。

花岡町地区のこの赤線で囲んだ部分の現況としては、山林若しくは農用地の区域で、航空写真で見るとこのような状況になっており、付近には十瀬野公園墓地、大館精工などがあります。区域としては、黄色線で囲った区域となりますが、この区域の状況としては、この赤色矢印方向から写した現況写真がこのようになっており、都市計画区域の縮小候補地となっております。

○栗田幹事

次に、花岡町、粕田、白沢、橋桁地区の一部で、拡大するとこのような図面になります。

はじめに、JR白沢駅から大館市内方面へ走る、奥羽本線の東側に位置する橋桁地区の森林の区域です。区域は、この線路の右側部分で状況としてはこのようになっており、都市計画区域の縮小候補地となっております。

次は、この写真にあるトンネルを越えた向こう側、北側になりますが、字名でいえば白沢地区となり、JR白沢駅東側に位置する農用地の区域です。この区域の状況としてはこ

のとおり農用地で、都市計画区域の縮小候補地となっております。

こちらは、花岡町地区北端部に位置する花岡団地及びその周辺の区域です。この区域の状況としては、このとおり都市化が進んでおり、都市計画区域の拡大候補地となっております。

○栗田幹事

次に、大字でいえば川口地区になりますが、小字名で洞バミ地区及び蟹沢地区の一部で、拡大するとこのような図面になります。

こちらは洞バミ地区で、市立川口小学校及び下川沿中学校の北東側に位置する西大館ニュータウンの区域です。この区域の状況としては、このとおり開発行為により宅地化されており、都市計画区域の拡大候補地となっております。

○栗田幹事

個別箇所の説明としては最後になります。餌釣地区で、小字名としては沢地区の一部の変更となります。この部分を拡大するとこのような図面になり、拡大候補箇所が1箇所あります。一般に大館南バイパスと呼ばれる道路と、大館東バイパスの立体交差部の東側に位置する住宅団地の一部です。この区域の状況としては、このとおりこちらも都市計画区域の拡大候補地となっております。

○栗田幹事

都市計画区域の変更に際しては、法体系上、上位計画となる国土利用計画法に基づく土地利用基本計画を変更した上で、都市計画法上の手続が必要となってきます。

そのため、今回の変更部分については昨年度中に土地利用基本計画を変更し、今回の都市計画区域の変更手続へ進んでいる状況です。

○栗田幹事

こちらが、これまでの経緯です。

平成24年12月に東北地方整備局長と事前協議を実施し、変更案に関して「異存なし」の回答を得ております。その後、関係町内会長に説明したほか、大館・比内の2会場で、都市計画区域マスタープランと一緒に住民説明会を実施しております。なお、住民の皆様から都市計画区域の変更に関する意見はありませんでした。それらを踏まえ、地元大館市に対して意見聴取を実施し、市からは「異議なし」の旨で回答をいただいております。

なお、都市計画区域の指定については、他の都市計画の手続とは異なり、法律上、都市計画案を縦覧する必要はありませんので、これについては実施していません。

以上が、議案第1号に関する内容です。

○栗田幹事

引き続き、「議案第2号 大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更について説明いたします。

まずは、本議案の説明の流れですが、都市計画区域マスタープランとは何かを説明した後、今回の変更の背景、都市計画区域マスタープラン案の概要、スケジュール、の順に説明します。

○栗田幹事

それでは、都市計画区域マスタープランとはどのようなものなのか、説明いたします。

都市計画区域マスタープランとは、まちづくりの方針や将来の目標などを総合的にまとめたもので、都市計画を決定し、実現していくための指針となるものです。このマスタープランで都市計画区域の長期的な構想を立てて、これに沿って都市計画を定め、実現して

いくこととなります。

なお、都市計画のマスタープランには、都市計画区域について県が定める「都市計画区域マスタープラン」と、より地域を細分化し、市町村が定める「市町村マスタープラン」の2つがあります。ここでは、県が定める都市計画区域マスタープランについての説明となります。

なお、これ以降の説明では「区域マス」と省略して呼ばさせていただきます。

○栗田幹事

次に、今回の変更の背景について説明します。

現在大館市には、大館区域マスと比内区域マスという2つの区域マスがあり、それぞれ平成16年4月に策定されております。これを今回変更する主な理由としては、次の2点です。

一つとして、先ほどの議案第1号を御承諾していただくことが前提となりますが、2つの都市計画区域を1つに統合することにより、新たなマスタープランが必要となるためです。二つ目として、現行の区域マスが、平成16年から一定期間を経過し、内容の見直しが必要になったためです。

このことから、今回区域マスの見直しを行いました。

○栗田幹事

それでは、見直した区域マスの概要について説明します。

区域マスの構成ですが、3つの章から成り立っております。都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定方針という順番で記載しておりますので、順を追って説明します。

まずは、「都市計画の目標」です。第1章の「都市計画の目標」では、次の5つを定めております。

「基本的事項」では、区域の規模や目標年次を定めております。

「広域都市圏の将来像」は、大館都市計画区域の将来像を描くに当たって、それより大きな地域の将来像を示したものです。ここでは、大館市、北秋田市、上小阿仁村の3つからなる地域を大館都市圏と定め、この地域の将来像を、まず定めております。

次に、これを踏まえて、大館都市計画区域の目標を定めたところが、都市づくりの基本理念という項目となります。

また、そこからさらに具体的な目標を定めたものが、「目標とする市街地像」になります。

最後に、これら以外で都市計画として取り組んでいかなければならないことを、「社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針」として示しております。

○栗田幹事

まずは「基本的事項」になりますが、議案書では2-3ページ左側となります。

都市計画区域については、大館市の一部で、その面積は12,628haです。図の赤く塗られた部分が、都市計画区域となります。

目標年次は、平成42年としています。ただし、第2章の「区域区分の決定の有無の方針」については、平成32年としています。

○栗田幹事

次に、議案書では2-3ページ右側から2-5ページ左側までになりますが、「広域都市圏の将来像」について説明いたします。

大館市、北秋田市、上小阿仁村における情勢や位置付け、役割などを踏まえ、それらで構成される大館広域都市圏の将来像を「文化、産業を育み、自然環境と共生する県北部中心域の広域交流都市圏」としております。

この将来像を実現していくための目標を次のとおりとします。

米代川流域の東西地域をつなぐ交流拠点の形成、快適に暮らせる都市環境の形成、産業活動や広域観光の発展を促す交通ネットワークの形成、自然とふれあう観光・レクリエーションゾーンの形成、循環型地域社会を実現するエコタウンづくり。

広域都市圏の目標は、この5つです。

○栗田幹事

この広域都市圏の目標を踏まえた上で、大館都市計画区域における「都市づくりの基本理念」を次のとおりとします。

議案書では2-5ページ右側から2-6ページ左側になりますが、大館都市計画区域としての将来像は、「伝統ある産業と文化で飛躍する人にやさしい都市『おおだて』」としました。

この都市計画区域の将来像の実現に向け、一つ目として、「コンパクトな都市づくり」を目指します。都市機能の集積と、地域産業拠点の形成により、コンパクトな都市づくりを目指します。

次に、「交通ネットワークが充実した都市づくり」です。地域産業や観光・交流をより促進するために必要と考えます。

続いて、「人が主役の都市づくり」です。誰もが安心して暮らせる都市づくりを、地域住民とともに目指していきます。

最後に、「自然と文化を大切に作る都市づくり」です。大館の自然・文化を活かし、それらを大切に作る都市づくりを行います。

以上4つを将来像実現のための目標としました。

○栗田幹事

次からは、それぞれの目標を達成するための具体策について説明します。議案書では2-6ページ右側から2-7ページになります。

まずはじめに、一つ目の目標である「コンパクトな都市づくり」です。これを達成するために、中心市街地においては、コンパクトで効率的な市街地の形成を、花岡、二井田地区などには、地域を牽引する産業拠点の形成を、比内扇田地区については、独自の文化を活かした、まとまりある地域拠点の形成を、それぞれ図っていきます。

二つ目の目標である「交通ネットワークが充実した都市づくり」です。これを達成するために、日本海沿岸東北自動車道の整備などにより、産業と交流を支える広域交通ネットワークの形成を図ります。また、国道や都市内道路の整備を進めることにより、住民の都市生活を支える交通ネットワークの形成を図ります。

三つ目の目標である「人が主役の都市づくり」です。快適な歩行者空間や公共交通の充実により、人にやさしい居住空間を目指します。また、公共施設のバリアフリー化や雪に強い道路や住宅地をつくることにより、安全・安心な生活環境を確保します。

四つ目の目標である「自然と文化を大切に作る都市づくり」です。これを目指して、市街地内の河川や公園については、市街地と調和した交流空間の形成を図ります。集落・農地においては、地域コミュニティの維持向上を図り、集落環境・田園景観の維持・保全に努めます。丘陵地や山地については、その維持・保全に努めます。

以上が、それぞれの目標に対する具体的な施策になります。

○栗田幹事

続いて、今まで説明したこと以外で、社会的課題として捉え、都市計画として取り組んでいくことは次のとおりです。議案書では2-8ページ左側となります。

少子高齢化の進展に対しては、歩いて暮らせるまちづくりや、若年層の定住を促進するまちづくりに取り組んでいきます。

地域の個性が重視される社会であることに対しては、魅力を活かした中心市街地、産業拠点を形成して、地域の個性を高めるまちづくりを推進します。

大震災を契機とした防災力の強化が求められていることに対しては、市民の防災力を強

化し、防災・減災に配慮した都市施設の整備に努めます。

最後に、住民との連携に対しては、住民やNPO、企業が参加した、多様な主体の連携によるまちづくりに取り組んでいきます。

ここまでの、第1章「都市計画の目標」です。

○栗田幹事

続いて、第2章では、「区域区分の決定の有無」に関して定めており、議案書では2-8ページ右側になります。

区域区分とは、まちが無秩序に広がっていくことを防ぐために、都市計画区域を、市街化を図る地域と、市街化を抑える地域に分けることをいいます。市街化を図るのが市街化区域、抑えるのが市街化調整区域です。

一般的に、人口が増加傾向にあったり、郊外でも新築や開発が盛んに行われているような場合、この区域区分、つまり抑制する地域を設定して、まちが無計画に広がらないようにします。秋田県内では、秋田市・潟上市で構成する秋田都市計画区域で設定されています。

大館都市計画区域では、いままでどおり区域区分を適用しないことにします。その理由として、現在の大館市の人口が減少傾向にあることに加え、大きな開発が必要となる大規模プロジェクトもなく、新築件数も減少傾向にあること、また、郊外においては、農業振興地域や保安林の指定がされており、将来的に無秩序な市街地の拡大が生じる可能性は少ない、と判断したためです。

このことから、区域区分は適用しないこととしました。

第2章「区域区分の決定の有無」の説明は以上です。

○栗田幹事

最後の第3章になります。ここでは、「主要な都市計画の決定の方針」に関して定めております。

ここからは、さらに具体的な施策の説明になります。構成は次のとおりで、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全、と4つの方針について定めています。

○栗田幹事

はじめに、土地利用に関する主要用途の配置の方針で、この区域における土地利用の仕方をどのようにしていくのか、その概ねの位置を示したものです。議案書では2-9ページとなります。

業務地については、市役所や比内総合支所周辺に配置します。商業地については、大館駅、大町の中心市街地や比内町扇田商店街に、工業地については、花岡、二井田などの工業団地に、流通業務地については、釈迦内地区に、住宅地については、中心市街地や、その周辺の既成市街地に、それぞれ配置していきます。

この主要用途の配置の方針を踏まえて、議案書の2-9ページ右側下段から2-10ページになりますが、具体的には、次のような点に配慮した土地利用の方針とします。

大館駅前から大町においては、商業・業務機能の集積による高度利用を図ります。

大館駅北側の中高一貫校周辺は、周辺の住宅地との調和を図るため、工業系の用途を住宅系用途へと変更することを検討します。

また、比内地域では、製材工場と住宅が混在した状況にあることから、用途の純化に努めます。

一心院・相染沢中岱地区、比内町扇田上川端・下川端地区といった古くからの宅地については、都市基盤の整備を促進し、居住環境の改善に努めます。

また、中心市街地においては、都市緑地法に基づく緑化重点地区として緑化を推進し、長根山運動公園から鳳凰山に至る市街地東部の丘陵地は、同じく都市緑地法に基づく緑地保全配慮地区として、緑の維持・保全を図ります。

さらに、農地については、市街化を抑え、その維持・保全を図ります。
米代川、獅子ヶ森、達子森など地域を代表する自然環境についても維持・保全を図っていきます。
用途が指定されていない幹線道路沿いについては、中心市街地との役割分担に十分に配慮し、無秩序に市街地が広がらないよう引き続き適正な土地利用を維持していきます。
以上が、土地利用の方針です。

○栗田幹事

次に、都市施設について説明します。都市施設では、交通施設、下水道、河川、その他の都市施設と分けて説明いたします。

まずは、交通施設です。議案書では2-1-1ページから2-1-2ページ左側となります。
日本海沿岸東北自動車道の整備、国道7号の渋滞緩和を進め、産業や広域的な観光・交流を支える広域交通ネットワークの形成を目指します。

主要幹線道路と都市幹線道路の整備を進めることにより、都市生活を支えるネットワークの形成を目指すとともに、必要に応じて都市計画道路の見直しをします。

循環バスネットワークの形成や、公共空間のバリアフリー化を進め、公共交通機能の充実を図ります。

誰もが安全安心に街なかを歩けるよう、歩道幅員や冬期交通の安全の確保に努め、安全・安心な歩行空間の形成を図ります。

続いて、下水道及び河川に関する事項です。議案書では2-1-2ページ右側から2-1-3ページ左側までになります。

下水道に関しては、米代川流域下水道や公共下水道の計画的な整備を促進します。特に、中心市街地や既成市街地を中心に処理区域を配置し、整備を進めます。また、農業集落排水や合併浄化槽など、地域に適した汚水処理施設を選択しながら、計画的な下水道整備を進めます。

河川については、概ね改修済みとなっておりますが、今後は都市の安全性確保のため、治水機能の強化と、自然環境に配慮した適切な維持管理を進めます。また、河川敷公園の適切な管理により親水性の機能維持を図るほか、犀川橋の下流部など河道が狭い部分は拡幅などを進め、治水機能の強化を図ります。

議案書2-1-3ページ右側に記載しておりますが、その他の都市施設について、本区域には、ごみ焼却場、汚物処理場、火葬場が都市計画決定されております。

そのうちごみ焼却場については、その機能が新たな施設に移り、現在使用されていない状態になっています。そのため、この使われていない施設については、環境に優しい3R推進施設への転換を図ります。

以上が、都市施設に関する方針です。

○栗田幹事

続いて、市街地開発事業に関する方針です。議案書では2-1-4ページになります。

当区域においては、9地区の土地区画整理事業が都市計画決定され、そのうち7地区は既に完了しております。現在は、御成町南地区土地区画整理事業が実施されており、引き続き整備を進めます。

○栗田幹事

第3章最後の、自然的環境の整備又は保全についてです。議案書では2-1-5ページから2-1-6ページ左側となります。

市街地を囲む農地・丘陵地については、貴重な緑の資源として維持・保全を図ります。米代川や長木川などの河川は、その保全と河川敷の活用を図ります。市街地内の公園については、整備と改善を図り、住民との協働による維持管理に努めます。特に、芝谷地湿原や鳳凰山に連なる東部丘陵地については、自然環境の保全に努めます。

以上が、区域マス案の概要です。

○栗田幹事

議案第2号の最後として、スケジュールについて説明します。

こちら、先ほどの区域変更と併せて、2月に2会場で住民説明会を実施しており、その際住民の方から特段意見等はありませんでした。その後、大館市への意見聴取を行い、「異議なし」の回答を得て、都市計画法案として固め、5月から6月にかけて法定の2週間縦覧を実施しております。縦覧の際には、住民がこの案に対して意見がある場合、意見書を提出することができますが、今回はその提出はありませんでした。本日の当審議会でご了承いただければ、最終的に8月には決定告示される予定です。

以上が、議案第2号に関する内容です。

○栗田幹事

大館・比内都市計画の関連議案の最後として、「議案第3号 大館都市計画及び比内都市計画施設の変更について」説明いたします。

こちらの議案は、大館都市計画及び比内都市計画における道路及び下水道の名称変更に関する議案です。概要としては、今まで比内都市計画施設の名称の前に冠していた都市計画名を大館都市計画に変更することと、都市計画道路に関しては道路区分ごとに一連番号が付されておりますので、その一連番号をそのままにしてしまうと、今回の統合により番号が混在してしまうこととなりますので、その所要の整理を行おうとするものです。

○栗田幹事

道路に関する具体的な例示としてはこのようになります。議案書では3-1ページから3-2ページになります。

都市計画道路に付されている一連番号について、今までの大館都市計画道路については、これを100番台に、比内都市計画道路については、冠する都市計画名を比内から大館とするとともに、一連番号を大館地区の街路と区別するため、200番台にするものです。

また、中央線という街路名は、大館・比内の双方に存在するため、これを区別するためそれぞれ大館中央線・比内中央線と路線名の変更を行おうとするものです。

ちなみに、都市計画道路番号の付し方については御覧のとおり、1番最初にある番号は道路の区分を、2番目にある番号は道路の幅を、3番目にある番号は整理上の一連番号を表すことになっております。

○栗田幹事

都市計画決定権者については、昨年4月に都市計画法及び政令の改正があり、その決定権は、大幅に基礎自治体である市町村へ移行しております。県が決定するものは、道路については、車線数に関わらず、国道、県道、自動車専用道路にかかるものに限定されており、それ以外のものについては、市町村が決定することになります。

その結果、今回の変更では変更対象路線としては34路線ありますが、そのうちの14路線が県が決定するものとなり、今回の審議会に付議しており、残りの路線については、大館市の都市計画審議会に付議されることとなります。

○栗田幹事

また、下水道は、議案書では3-3ページから3-4ページになります。

大館・比内の各地区の公共下水道については、米代川流域下水道の大館処理区に組み込まれている流域関連公共下水道ですので、県が決定権者となっている流域下水道の名称の冠名について、今までの大館及び比内都市計画下水道から大館都市計画下水道に変更するものです。

○栗田幹事

これまでの経緯については、3月に大館市への意見聴取及び各施設管理予定者への協議を行い、3月下旬から5月中旬にはそれぞれ異存ない旨で回答をいただき、本日の審議会に付議しております。

なお、施設の名称のみの変更については縦覧を要しない軽微な変更となっておりますので、これについては行っておりません。

以上が、関連する議案第1号から第3号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

膨大な情報量ですが分かりやすく説明していただきました。ありがとうございます。それでは、議案第1号から第3号まで、裁決は個別に行いますが、第3号は形式的な案件ですし、第1号と第2号は密接に関わりますから、一括して質問、コメント等を受けたいと思います。

○児玉委員

文言についての質問ですが、2-6ページで、大館の交通ネットワークや将来像などを考えますと、「コンパクトな都市づくり」というと非常に視野が狭く感じられます。どのような理由でこの言葉が使われたのでしょうか。

○山口会長

コンパクトという意味というか、何を指しているのかというお話だと思います。受け取り方によっては小さいという感じに捉えられますが、事務局お願いします。

○栗田幹事

現在は人口減少、少子高齢社会で、都市部においても人口が減少している状況にあります。その中でより効率的な都市運営を図る上では、現状の都市の広がり状況のまま都市機能を維持することは、今後の社会においては非常に難しくなるため、できる限りまちの中心部の密度を高めて、より効率的なまちづくりを進めようということで、コンパクトという言葉を使っております。

○児玉委員

大館市、北秋田市、上小阿仁村で約10万の人口を誇ることを考えますと、おっしゃる意味はわかるのですが、何かもっと違った文言が必要だったのではないかと思います。

○栗田幹事

この部分は都市計画区域における目標で、広域都市圏の目標をコンパクトとしているわけではなく、都市計画区域としてのまちのあり方をうたっているものです。先に広域都市圏の目標、その次に都市計画区域の目標の説明をしましたので、分かりづらい形になり申し訳ございません。

○児玉委員

この後審議される湯沢の人口は約5万人ですから、逆に湯沢のほうにコンパクトという言葉が必要なのではないかと思いましたので、質問いたしました。

○栗田幹事

現在、県内のほとんどの都市で都市計画区域マスタープランを見直しておりますが、都市づくりの理念、今後のまちのあり方としては、効率性や持続性などいろいろ考慮して、コンパクトなまちづくりや都市機能の集積といった目標を、湯沢も含め他の都市でも同じように記載しております。

○森園委員

都市計画の市街地に関する計画では、人口の推移も当然計算されていると思いますが、減少率についてもし分かれば教えてください。

それから、今の議論でもありましたが、コンパクトシティを作るときは、全体の設計図、基本計画が当然前提にあると思いますが、その中で都市にどういう機能を持たせるかということだと思えます。その辺の交通整理はなされたのだろうと思っておりますが、例えば今回、事前説明会にどれだけの市民が参加され、どれくらい意見が吸収されたのかなどのバックグラウンドを教えてくださいたいと思います。

○栗田幹事

人口減少率については、区域区分を導入するか否かを考える際に人口推計を行っておりまして、平成22年に比べて平成32年で約86%と捉えております。マスコミ報道等で伝えられている、人口問題研究所が出した数字は平成32年より先の数字ですので、それよりは若干高くなっています。

また、コンパクトシティについてどういう交通整理がなされたのかという御質問ですが、周辺の既存集落などをどうするのかという趣旨でしょうか。

○森園委員

周辺集落がある意味で阻害されるという事態はできるだけ避けたいと思いますので、コンパクトシティの関連でどんな議論がなされたのか知りたいということです。

○栗田幹事

コンパクトシティは、都市部の市街地についてできるだけ中心部の密度を濃くしようとするもので、都市の外側を取り込むという考え方ではありません。市街地の縁辺部における用途地域で都市的な土地利用がなされていない地域を縮小したり、中心部においては低・未利用地、例えば駅前の駐車場や空き地、空き家などを活用して、周辺部から中心部に人やモノを移すという考え方です。周辺部とは、市街地の中の周辺部であり、外側の都市近郊の集落を捉えているものではありません。

スクリーンにイメージを出しておりますが、現状がこのようなまちを、核となる部分を中心としてできる限り狭めていき、最終的にはこのように、外の部分は外の部分で地域コミュニティが維持できるような形で機能を残していこうというものです。

湯沢のように、市町村合併などによって今まであった行政サービス機能をすべてそのまま持ってくるのではなく、集約できるものは集約するというのがコンパクトシティの考え方で、決して周りを見捨てるというものではございません。

また、説明会の状況については、参加人数は、大館地区では4名、比内地区では2名です。内容は、区域マスに関する意見は特にありませんでした。住民の声を取り入れているかということに対しては、市と話し合いながら今回の区域マスを作ったということになります。

○山口会長

都市計画区域マスタープランを作る際には市町村に意見を照会しますが、市町村はそれぞれ持っている市町村マスタープランを住民の方と相当議論しながら作ったと聞いておりますので、区域マスに対して意見が出なかったからといって、その計画が住民の方と距離があるということではないと思います。住民があつて市町村マスタープランがあつてその上に区域マスがありますので、市町村マスタープランについて住民の方と十分に意見交換されていれば、その内容を盛り込んで作られた区域マスにも、代理的に意見が反映されているというような関係ではあると理解しています。

また、人口の話が出ましたが、私の専門に近いので申し上げますと、秋田県の潟上市、青森県の弘前市、山形県の鶴岡市、福島市で、震災が起こる前になりますが、2005年から2010年までの5年間の人口をチェックしたところ、4市とも人口は相対で減って

いて、市街化区域、市街地の中でも人口は減少しています。まして、田園部ではもっと人が減っていますので、小学校がうまく運営できなかつたり、バス路線がなくなつたり、東北の場合は除雪の問題もあって、人がパラパラとしか住んでいないところでも市町村には責任があるから除雪をしなくてはならず、大変なコストがかかっています。

できるだけ集約していく方向で、それも5年などという単位で都市計画は動きませんから、20年、30年かけて世代交代と合わせてゆっくり集約型にしていけば、都市運営上のコストも合理化できますし、生活環境も守れます。そのような流れの中で、コンパクトシティという言葉が広く行政の中で使われていると理解しています。ですから、縮める、小規模にするという意味ではないということで都市計画一般としての議論が成り立っていると思います。

○山口会長

他に御質問がなければ私から1点質問します。区域マスの議論のとき大抵私は発言するのですが、2-10ページの「キ）計画的な都市的土地利用の実現」に「中心市街地との役割分担に十分配慮し、無秩序に市街地が広がらないよう引き続き適正な土地利用を維持する」とありますが、適正な土地利用とは具体的には何でしょうか。いいことをやりますと書いてあるので、いいこととは何ですかという質問です。

○栗田幹事

既にあるものは許容しつつ、都市計画としては積極的に都市的な土地利用を図るべきではない、要するに、そこに商業施設としてある以上は、周辺住民の方々にとって利便性の高い施設ですので、それはそれとして認めるべきですが、都市計画としての商業施設のベクトルの向かい方としては、基本的には中心市街地だろうと考えます。

現在、御成町南地区で土地区画整理事業を行っていますし、街なかにショッピングセンターもありますので、やはり中心市街地が、一番人が集まって商業活動をしますし、商業施設としての機能を持ち得るものだという考え方です。

○山口会長

難しい問題であることは重々分かりますが、「維持する」と書いてありますから、内容的、用途的に維持するとともに量的にも維持する、拡大はしないと受け取ってよろしいでしょうか。

○栗田幹事

周りは農振農用地で、開発できるところはほとんど開発されているという状況ですので、県の都市計画サイドとしては、量的な拡大はほぼあり得ないだろうと考えています。

○山口会長

この問題は、地方都市では、市長さんも担当の技術者の方々も悩まれるところだろうと思います。私は、できれば事前確定的に方向性を示すのが区域マスの正しい使い方であるし、流動的な状況でそれが難しいとすれば、こういうプロセスを経て今判断できないことを今後判断していくという手続を書く、あるいは、ネガティブチェックで、最低こういう事態に陥らないように誘導するというようなことを書くと、それだけでも大分違うと思います。

今回のこの文面については、今の回答で分かりましたので結構ですが、今後は書き方を少し工夫していただけたらと思います。

○山口会長

最後に1点ですが、今回は平成16年に策定した区域マスの見直しということですが、前のものと比べてさらに強化すること、新しく方針付けること、前はこうだったがこちらの方向に少し変えるなど変更すること、見直しというのはこの3つのどれかに当てはまる

と思います。特に、基本的な方針を変更したところというのはあるのでしょうか。

○栗田幹事

主な変更点として、「コンパクトな都市づくり」を項目立てとして明確にしたということがございます。

また、東日本大震災を踏まえて、災害に強い都市づくりということで、例えば、都市公園を単なる緑の憩いの場というだけではなく、防災上の一時避難場所に位置付けていくという考え方などを社会的課題に対する方針として付け加えております。

○山口会長

それでは、これまでの質疑も踏まえて、「議案第1号」から「議案第3号」について順番に裁決を取りたいと思います。

まず、2つの区域を1つにする「議案第1号」について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第1号」について原案どおり可決します。

○山口会長

それから、区域マスの見直しをする「議案第2号」について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第2号」についても原案どおり可決します。

○山口会長

名称変更の「議案第3号」について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第3号」についても、原案どおり可決します。

(5) 議案第4号 湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○山口会長

では次に、「議案第4号 湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、説明をお願いします。

○栗田幹事

それでは次に、「議案第4号 湯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」説明いたします。

当議案の説明の流れですが、区域マスタープランそのものに関する説明は、先ほどの議案第2号と同じですのでこれを省略し、今回の変更の背景、区域マス案の概要、スケジュール、の3点について説明します。

○栗田幹事

それでははじめに、今回の区域マスを変更するに至った背景について説明いたします。

湯沢都市計画に関する区域マスは、平成16年4月に策定されております。

これを今回変更する主な理由としては、次の2点です。

一つとして、平成17年に市町村合併があり、現在の新たな湯沢市になったこと、二つ目として、現行の区域マスが、平成16年から一定期間を経過し、内容の見直しが必要になったためです。

このことから、今回区域マスの見直しを行いました。

○栗田幹事

続いては、見直しを行った区域マスの概要について説明します。

構成についても、議案第2号と同様、この3章から成り立っております。先ほどと同様、順を追って説明してまいります。

○栗田幹事

まずは、「都市計画の目標」です。第1章の「都市計画の目標」の構成に関しても、議案第2号の大館区域マスと同様、この5つを定めております。

はじめに「基本的事項」になりますが、議案書では4-3ページとなります。

都市計画区域の範囲は、湯沢市の一部で、その面積は7,780haです。図の赤く塗られた部分が、都市計画区域になります。

目標年次は、平成42年としています。ただし、第2章の「区域区分の決定の有無の方針」については、平成32年としています。

○栗田幹事

次に、議案書では4-4ページから4-6ページまでになりますが、「広域都市圏の将来像」について説明いたします。

湯沢市、羽後町、東成瀬村における情勢や位置付け、役割などを踏まえ、それらで構成される湯沢広域都市圏の将来像を「豊かで安心な暮らしが実現する観光・文化・生活交流都市圏」としております。

この将来像を実現していくための目標を次のとおりとします。

広域交流・連携軸の形成、安心な暮らしを支える都市の形成、地域資源を生かした観光・文化拠点の形成、豊かな自然や伝統文化、地域産業の継承。

広域都市圏の目標は、この4つです。

○栗田幹事

この広域都市圏の目標を踏まえた上で、湯沢都市計画区域における「都市づくりの基本理念」を次のとおりとします。

議案書では4-7ページになりますが、湯沢都市計画区域としての将来像は、「豊かな自然に囲まれ、城下町の風情ある安全・安心で快適な交流都市」とします。

この都市計画区域の将来像の実現に向け、1点目として「都市機能が集約し、市街地居住を促進する都市づくり」を目指します。都市機能の集積により持続可能なコンパクトな都市づくりを目指します。

2点目は「活発な交流・連携を実現する都市づくり」です。観光分野も含めた地域産業の活性化を図るため、域内や域外との交流連携を促進します。

3点目として「豊かな自然と格式ある街並みを継承する都市づくり」を目指します。湯沢の持つ豊かな自然や、歴史・文化を継承します。

以上3つを将来像実現のための目標としました。

○栗田幹事

次からは、それぞれの目標を達成するための具体策について説明します。議案書では4-8ページから4-9ページ左側になります。

まず、はじめの目標である「都市機能が集約し、市街地居住を促進する都市づくり」を達成するために、JR湯沢駅周辺などでは魅力ある中心市街地の形成を、湯沢インターチェンジ西側においては広域的な文化交流拠点の形成を、雄勝中央病院、老人福祉施設などが立地する山田地区においては広域医療、福祉拠点の形成を、市街地北側の湯沢工業団地においては産業拠点の形成を、また、市街地全域において、道路・公園・下水道等の都市基盤の整備により、安全・安心で歩いて暮らせる快適な居住環境の形成を、湯沢駅の東西自由通路や駅前広場の整備などにより東西間の連絡を強化する交通機能の充実を、それぞれ図ることとします。

次の目標である「活発な交流・連携を実現する都市づくり」を目指して、湯沢横手道路、国道13号及び県道雄勝湯沢線などの維持・強化により、広域都市圏内外の活発な交流・連携を促進する道路網の形成を図ることとします。

最後の目標である「豊かな自然と格式ある街並みを継承する都市づくり」を達成するために、雄物川や東部・南部の丘陵地など水と緑豊かな自然環境についてはこの保全を、また、この自然環境は市街地及び田園と合わせ個性ある都市景観を有していることから、この保全を図ることとします。城下町の面影を残す酒蔵など伝統的建造物などの歴史的街並みについては、この保全と観光・文化拠点としての活用を図ることとします。

以上が、それぞれの目標に対する具体的な施策になります。

○栗田幹事

続いて、今まで説明したこと以外で、社会的課題として捉え、都市計画として取り組んでいくことは次のとおりです。議案書では4-9ページ右側となります。

一つ目として、人口減少社会に対しては、既存の社会基盤ストックを活用した効率的なまちづくりを進めます。

二つ目として、高齢化の進行に対しては、地域コミュニティの維持、医療・福祉の充実、災害時の避難システムの充実により誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

三つ目として、自然災害などの発生に対しては、防災拠点・避難施設としての機能を備えた公園や街路などの整備、災害情報の提供環境の充実などによる災害に強い減災のまちづくりを進めます。

四つ目として、多様化する住民ニーズに対しては、行政主体のまちづくりから、地域住民やNPO、市民団体などの参加による、住民との協働によるまちづくりへの転換を進めます。

ここまでの、第1章「都市計画の目標」です。

○栗田幹事

続いて、第2章の「区域区分の決定の有無」で、議案書では4-10ページ左側となります。

区域区分の内容に関する説明は、先ほどの大館区域マスと同じですので、ここでは省略いたします。

この区域区分について、湯沢都市計画区域においても、いままでどおり適用しないこととします。その理由としては、現在の湯沢市の人口が減少傾向にあること、大きな開発が必要となる大規模プロジェクトがないこと、用途地域外の新築件数が低く推移していること、農地転用件数が減少傾向にあること、などの理由により、将来的に無秩序な市街地の拡大が生じる可能性は少ないと判断し、区域区分は適用しないこととしました。

第2章「区域区分の決定の有無」の説明は以上です。

○栗田幹事

最後の第3章になります。ここでは、「主要な都市計画の決定の方針」に関して定めております。この構成に関しても大館と同じですので、構成に関する説明は省略いたします。

はじめに、土地利用に関する主要用途の配置の方針です。議案書では4-10ページ右側から4-11ページ左側までとなります。

業務地については、市役所のある佐竹町周辺や広域行政機関が集積している千石町周辺に、商業地については、湯沢駅東側を中心とした駅周辺の国道沿道の地域に、工業地については、湯沢工業団地や雄勝湯沢線沿道の岡田町、国道13号沿道の愛宕町に、流通業務地については、国道13号沿道の横山地区や雄勝湯沢線沿道の野々目地区に、住宅地については、中心市街地に隣接する愛宕町や市街地の縁辺部にあたる岩崎地区などに、それぞれ配置する方針とします。

この主要用途の配置の方針を踏まえて、議案書では4-11ページ右側から4-12ペ

ージとなりますが、具体的に、次のような点に配慮した土地利用の方針とします。

湯沢駅周辺を中心市街地は、商業・業務の集積による高度利用を図ります。

湯の原地区や国道13号周辺の表町地区など、防災上の課題を有している地区については、基盤整備により居住環境の改善を図ります。これらの地区以外についても、必要などころについては適宜その改善を図る方針とします。

城址・前森山・愛宕山風致地区、雄物川河川敷については、その維持・活用を図ります。

市街地西部から北西部に広がる田園地帯は、農業の生産基盤であるとともに、豊かな田園景観を創出していることから、その保全を図ります。

雄物川や皆瀬川、丘陵地など、区域を代表する自然環境については、その維持・保全を図ります。

雄勝中央病院周辺の山田地区、湯沢北中、湯沢東小が整備された祝田地区等については、既存集落の生活環境の維持・充実を図ることとします。

○栗田幹事

次に、都市施設について説明します。都市施設では、交通施設、下水道、河川、その他の都市施設と分けて説明いたします。

まずは、交通施設です。議案書では4-13ページから4-14ページ左側となります。

人・もの・情報の活発な交流のため、湯沢横手道路、国道13号などによる広域交通ネットワークの形成を、地域の交流・連携促進、市街地の交通の円滑化を促進するため、都市計画道路駅西線、駅前通り御屋敷線などによる都市内交通ネットワークの形成を、歩行空間の維持・整備、冬期間の対応、バリアフリー化など、四季を通じて安全で快適な歩行環境の維持・整備を、公共交通機関の維持・充実、また、駅においてはバスなどとの結節機能の強化など、誰もが安心して利用できる利便性の高い交通環境の実現を、それぞれ図ることとします。

また、長期未着手の都市計画道路等は、社会情勢の変化を踏まえ、合理的に見直します。

続いて、下水道及び河川に関する事項です。議案書では4-14ページ右側から4-15ページになります。

はじめに、下水道に関して、当市における下水道等の普及率は、県平均と比べても低い水準にあるため、生活排水処理整備構想のもと、地域の特性に応じた処理施設の整備により、普及率の向上を図ります。

河川については、近年、雄物川において、取水堰の改修や堤防の改修により、治水・防災の機能強化が図られています。今後も、河川の改修や維持管理に努め、洪水被害の発生の防止・軽減を図ります。また、生物の生息・生育環境に配慮した整備や、地域の憩いの場・レクリエーションの場として河川空間の活用を促進します。

議案書の4-16ページ左側に記載しておりますが、その他の都市施設として、現在、ごみ焼却場が当該都市計画区域において新規に建て替える予定があります。その位置は、市街地南側の雄物川東側にあるし尿処理場付近が候補地となっており、周辺環境に配慮した計画となっています。

以上が、都市施設に関する方針です。

○栗田幹事

続いて、市街地開発事業に関する方針です。議案書では4-16ページ右側になります。

当区域においては、現在まで、青く着色された区域において土地区画整理事業が行われてきています。今後は、駅東地区における高度な土地利用に向けて、必要に応じて土地区画整理事業による整備を検討し、計画的に良好な市街地形成を図るものとします。

○栗田幹事

第3章最後の、自然的環境の整備又は保全についてです。議案書では4-17ページから4-18ページ左側となります。

雄物川や東部・南部の丘陵地については、個性ある都市景観を創出し、また、身近な自

然環境であることからこの保全を、レクリエーション機能を有する前森公園や雄物川河川敷などはこの保全・充実を、点在する都市公園は、緊急時の避難場所としての機能も有することからこの保全・整備を、城址のある中央公園や酒蔵など歴史ある街並みは、周辺の緑と合わせて保全・活用を、市街地の西部から北西部に広がる田園は優良な農地であり、また、良好な景観を構成していることからこの保全を、それぞれ図ります。

以上が、区域マス案の概要となります。

○栗田幹事

議案第4号の最後として、スケジュールについて説明します。

住民説明会は3月に実施しており、その際住民の方からは特段意見はありませんでした。その後、湯沢市への意見聴取を行い、「異議なし」の回答を得ております。それを受け、都市計画の案として固め、5月から6月にかけて法定の2週間縦覧を実施しておりますが、その際の、意見書の提出もありませんでした。こちらは大館と同様、本日の当審議会の御了承をいただければ、最終的に8月には、この区域マスが決定告示される予定です。

以上が、議案第4号に関する内容です。

○山口会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○千葉委員

質問が3点ございます。

1点目が、4-9ページの②で「冬期においても、安心して日常生活が送れるよう、まちなかの歩行環境改善を目指す。」と書いてあり、大館でも「歩いて暮らせるまちづくり」という文言がございました。今、商店街も空洞化しております。恐らく人口減少に伴い行政がコンパクトになっている中、歩いていくまちづくりは現状とは違うのではないかと思います。公共交通機関が減少しておりますので、その整備のほうがもっと大事なのではないかと、個人的に、一住民としては思います。

2点目は、伝統的建造物の説明がございましたが、伝建群については文化庁とうまく連携を取らなくてはいけないと思いますが、それについて教えてください。

3点目は、先ほど人口のお話が出ましたが、「歩いて暮らせるまちづくり」とも関連して、高齢化率が非常に高い秋田県において、どの程度の高齢化率を見越してこの都市計画区域マスタープランを作られたのでしょうか。

○栗田幹事

1点目の歩いて暮らせるまちづくりについては、コンパクトなまちをつくる上で、今後の社会においてはどうしても必要なものと考えております。まちなか居住とも関連しますが、まちなかで職・住機能のある程度果たせるようにすることが都市計画の現在の目指す方向ですので御理解いただきたいと思います。公共交通に関しては、どちらかといえば周辺の集落や郊外地の、まちなか居住ができない方々にとってのセーフティーネットとして捉えて記載しております。ただ、利便性と効率性とは相反するものですが、それをどう折り合いを付けていくか、デマンド交通など利便性と効率性を兼ね備えた公共交通機関をどのように模索していくか、非常に悩ましいところです。このどちらについても現在の社会情勢などからみて、記載しておくべきだろうと考えております。

2点目の伝建群ですが、都市計画区域の中では伝統的建造物群保存地区という地域地区を都市計画決定できることになっており、先日、横手市の増田地区が伝建群として都市計画決定されたところです。こちらは両関の酒蔵ひとつですので、建造物群としての決定は難しいと思いますが、国の登録有形文化財であり、建造物単体として魅力あるものだと思っております。

3点目は、国調年次の推計で湯沢市の65歳以上人口の割合は、平成22年の32.6

%に対して、平成42年には45%という数字で捉えております。

○山口会長

4-16ページの駅東地区における市街地開発事業とは、恐らく土地区画整理事業のことだと思いますが、これを検討するということが、市役所もそういうスタンスであると理解してよろしいでしょうか。

○栗田幹事

市役所から、是非これについて記載してほしいというお話がありました。駅の東側に広い低・未利用地があります。駅前という非常に立地条件の良い場所ですので、これの高度利用を図るべきだという考え方で記載したものです。市としても相当熟度の高い計画になっているということです。

○森園委員

大館も湯沢も同様ですが、マスタープランにはこういうビジョンでやろうということが総論的に書かれていて、このとおりいけば非常に素晴らしいと思うのですが、いろいろな制約条件があって極端な話として予算の問題もあるでしょうから、どれかを優先していかなければならない。その優先順位の決め方、クライテリアはどういうものを設定されているのでしょうか。

もしマスタープランに盛り込むべきことであるならば、この時点で議論しておかないと、いきあたりばったりでそれぞれの各論になってしまい、どれも未達成になって、プランづくりのためのプランで終わってしまう危険性があります。いろいろなところでそういう話もあります。優先順位や見直しのタイミング、将来におけるスケルトンというものがあれば教えていただきたいと思います。

○栗田幹事

非常に難しい質問で、プライオリティに関しては行政担当者だけでは決めかねるところもございます。基本的には、都市政策上必要なものをすべてマスタープランに盛り込むというスタンスですので、現段階で優先順位は決まっていないというのが正直なところです。

○吉尾幹事

都市計画区域マスタープランは、20年後の目指すべき将来像を実現していくために、例えば建築物を規制・誘導して徐々に変えていくということで、建築物の更新時期などを考えて20年後の都市を展望した上で定めるものとされております。こうした時間の流れの中で、将来見込まれる市街地像をある程度想定した上で、こうあるべきだと相対的に盛り込んだものがマスタープランであり、プライオリティを付けるという観点では捉えておりません。

○森園委員

抽象的な質問で難しくお考えになったのかもしれませんが、例えば、下水道普及率が36%と大変低くて驚いておりますが、こういうものをやるかやらないかで環境にも当然影響があります。環境保全ももちろんうたっていますが、これをやらないと環境保全が達成されなとか、あるいは県平均よりも随分低いとなれば、いつ頃までにある程度までは達成させるなど、マスタープランであっても多少は議論があってもよいのではないのでしょうか。合理的な順番というのは当然出てくるでしょうし、政策的なプライオリティということではなく、いわば方法上の、あるいは自然条件上のプライオリティについて、マスタープランの中で議論されてもよいのではないのでしょうか。

もちろん、この都市計画区域マスタープランはそこまで含めないものだという事ならそれで結構なのですが、そういうことについて検討するということがマスタープランの中に入っているのもいいのではないかと思ったものですから、問題提起をさせていただきました。

○吉尾幹事

委員のおっしゃることはよく分かります。特に湯沢の場合、下水道普及率がかなり低いので、そういう観点からすればこれを重点的にすべきではないかという議論は当然出てくることです。ただ、マスタープランとなると、この事業を重点的に進めるべきだという議論ではなく、このマスタープランを定めることによって、具体的な個々の都市計画決定や変更が、マスタープランに沿って行われていきます。例えば、下水道の個々の都市計画決定や変更をする時点で、何年後までにこれをやるために決定・変更が必要だという議論がなされるというような仕組みになっているかと思えます。

○山口会長

2000年の法改正以前は、「整備、開発『及び』保全の方針」が「又は」になっていました。その時代の整開保は、5年以内に着手するものはどれとどれ、という書き方だったと思います。法改正以降はそれがなくなって表現されるようになりました。国のほうで、何らかの考え方の変更なり議論があって今の形になったと思うのですが、それについて何か御存じでしょうか。

私が東京で見ていたものは、今後5年以内に着手する道路、下水道はどれ、5年から10年以内に着手するものはどれ、とはっきり書いてあって、プログラムの非常に固い計画でした。それがこういう形になったのは、何らかの意味があるとは思っています。

○富田幹事

正確かどうか分かりませんが、昔は、道路でも河川でも5箇年計画というものがあって、その中で事業量を決めて、どれだけやるということを明確にしてやっておりました。しかし、事業量や事業費が先にありきでやっていくということが、財政的に厳しい状況の中でそれはおかしいのではないかという議論がなされて、現在、5箇年計画はなくなっています。予算がだんだん減っていく中で、事業量をなかなか決めにくくなってきているという状況はあると思いますので、法改正の根本の理由ではないにせよ、そうしたことも少し関係しているのではないかと思います。

○山口会長

いずれにせよ、右肩上がりの将来予測でお金をつけられる時代ではないから、それは示してもあまり意味のないことだという判断があったのかもしれませんが。逆にいうと、県レベル、市レベルで総合的にみてどう優先順位を付けるかというのは、整開保ではないにしろ、各市町村でしっかり議論しないとだめだという引導の渡し方かもしれません。そんな時代に入っているのかな、という議論でした。ありがとうございました。

○山口会長

他にいかがでしょうか。

いろいろ御質問に答えていただきました。それを踏まえて、湯沢の「議案第4号」について裁決を取りたいと思います。

本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。この議案につきましては、原案どおり可決します。

○山口会長

以上をもちまして、4つの議事の審議は終了いたしました。

今回も分かりやすい資料を作ってくださいまして、こんなに分かりやすい説明を受ける機会はあまりないことで、大変苦労され時間をかけているというのがよく分かります。ありがとうございます。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

それでは、これもちまして、第168回の審議会を閉じたいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。